資料２－３

東海市長会会則の一部改正について

東海市長会会則の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「毎年１回」を「毎年２回」に改める。

附　則

この会則は、平成２７年５月２０日から施行する。

東海市長会会則の一部改正　新旧対照表

（改正前）	（改正後）
（総　　会） 第９条　略 ２　通常総会は、毎年１回とし、臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催する。 ３　略 ４　略	（総　　会） 第９条　略 ２　通常総会は、毎年２回とし、臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催する。 ３　略 ４　略